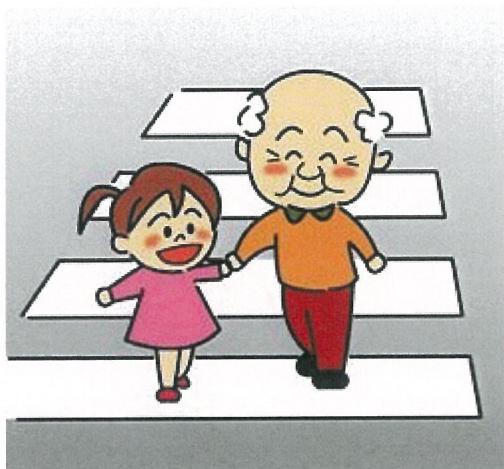


運転を卒業される方へ



京都府警察
京都府交通安全対策協議会

はじめに

運転卒業おめでとうございます。

長い間、運転お疲れ様でした。

また、今回、運転免許証を返納されたことは、大変思い切りのいる勇気ある決断だったと思います。

長年の安全運転、本当にありがとうございました。

車を運転しなくなったから、もう「交通安全」は関係ない？

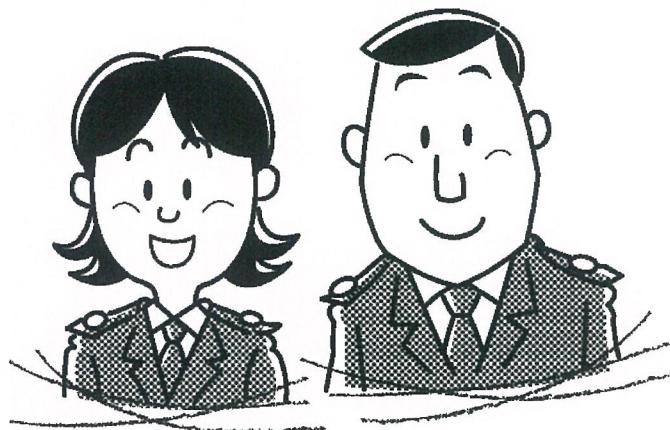
これからは、車を運転することもなくなり、歩くことや自転車に乗ることが多くなると思います。

しかし、車を運転しなくなったからといって、もう「交通安全」は関係ないというわけではありません。

実際、高齢者の交通事故では、約4割の方が、歩いているときや自転車に乗っているときに事故にあい、けがをされています。

この冊子では、歩くときや、自転車に乗るときの注意点を紹介しています。

皆さんのこれから交通安全に役立てていただければ幸いです。



ご家族の方へ

免許証を返納された方の移動・外出の支援をよろしくお願ひいたします。

運転に代わる生きがい、楽しみを見つけてあげることも大切です。

皆さんに安全に過ごしていただくための 大切な「ヒント」です

歩くときの注意点

(3~4ページ)

道路横断中に多い交通事故

車は人を見ていません？

この標識は？

家の近所で交通事故にあう？

反射材で身を守る！

自転車に乗るときの注意点

(5~6ページ)

自転車に多い交通事故

自転車は車と同じ？

自転車も止まるの？

自転車も信号を守るの？

自転車もライトをつけるの？

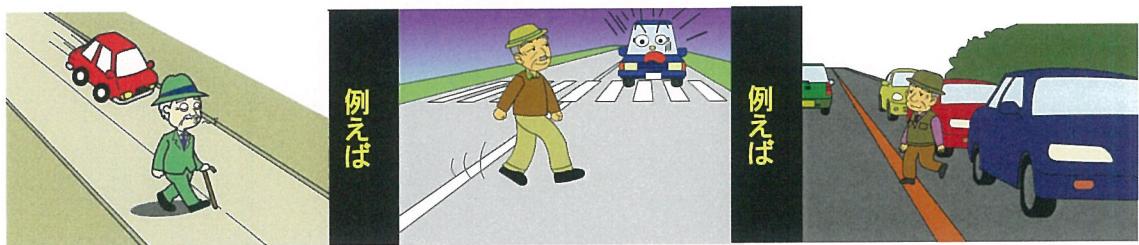
自転車は道路のどこを走るの？

自転車で歩道を走るときは？

歩くときの注意点

道路横断中に多い交通事故

道路を渡るときに、車にはねられる交通事故が非常に多く、高齢者の方が毎年何人も亡くなられています。



横断歩道のない場所
(横断禁止場所など)

横断歩道以外
(横断歩道を利用しない)

渋滞車両の間から
(停車車両やバスの前後など)

車は人を見ていません？

車を運転していたときに、歩いてる人に気づくのが遅れてドキッとしたことはありませんか。

車が止まってくれるだろうと相手の判断にまかせたりすることは大変危険です。

道路を渡るときは、車が来ていないことをよく確かめましょう。

また、車が来ていれば、先に行かせ、もう一度確かめてから渡りましょう。

この標識は？



この標識は、「歩行者横断禁止」の標識です。

車を運転していたときは、あまり意識していないかったかもしれません。

交通量が多い道路や、幅の広い道路など、道路を渡ることが危険な区間に設置されているため、

この標識がある道路では、横断歩道以外で渡ってはいけません。

また、標識がなくても交通量が多い道路や暗い場所などは、遠回りになってしまっても横断歩道や明るい場所を渡るようにしましょう。



家の近所で交通事故にあう？

自宅の近所で交通事故にあい、亡くなられる高齢者の方が多いのをご存じでしょうか。

交通事故は、意外にも通り慣れたいつもの道で起こっています。

いつもの散歩、買い物の行き帰りなど自宅から1キロメートル以内で交通事故にあうことが非常に多いのです。

「近所だから」と油断せずに、よく知っている道だからこそ慎重に安全を確認して、交通事故にあわないように気をつけましょう。



反射材で身を守る！

高齢者の方が、亡くなられる交通事故は、夜間に多く発生しています。

できるだけ、日中の明るいうちに外出するよう心掛け、夜間に外出するときは、明るく目立つ服装で、周囲に自分の存在を知らせるためにも反射材を必ず身に着けて外出し、交通事故にあわないように心掛けましょう。

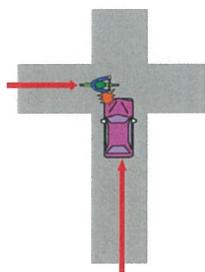
反射材の効果



自転車に乗るときの注意点

自転車に多い交通事故

自転車事故で最も多いのは、出会い頭事故です。たとえ住宅街の狭い道でも、「車が来るかも知れない」と常に注意して自転車に乗ることが大切です。



自転車は車と同じ？

長年、車を運転してこられた高齢者の皆さんには、車のルールをよくご存じですよね。自転車も「車両」で、車のルールとほぼ同じなのです。

自転車も止まるの？

一時停止の標識があるところでは、自転車も車と同じように一時停止して、安全確認をしっかり行いましょう。



また、標識がないところでも、左右の見通しが悪いところでは、徐行と安全確認を行いましょう。

【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車も信号を守るの？

自転車も、信号を守らなくてはなりません。
また、歩行者・自転車専用信号機がある場所ではその信号に従いましょう。



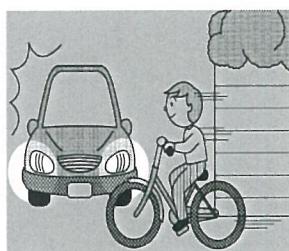
【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車もライトをつけるの？

車を運転していたとき、ライトをつけていない自転車にドキッとしたことがありますよね。

自転車も車と同じで、夜になれば必ずライトをつけなければなりません。

【罰則】5万円以下の罰金



自転車は道路のどこを走るの？

自転車は「車両」です。歩道と車道の区別のある道路では、原則として車道の左側を走らなければなりません。右側を走ることは、逆走していることになるので、大変危険です。



【罰則】3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

※ 歩道を走ることができる場合

- ・ 「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合
- ・ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合
- ・ 車道又は交通の状況により、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められる場合



自転車で歩道を走るときは？



自転車の通行すべき場所が指定されていないときは、歩道中央から車道よりの部分を徐行して走らなければなりません。

歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止をしなければなりません。

また、道路標示により走るところが指定されている時は、その部分を徐行しなければなりません。

ただし、歩行者がいるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で走ることが出来ます。

【罰則】2万円以下の罰金又は過料



おわりに

私たちは、皆さんとのこれまでの安全運転に感謝して、これからも
皆さんが交通事故にあわないことを願っています。

この冊子で学んだことを、これから的新しい生活に役立てていただき、いつまでも元気で健やかにお過ごしください。

京都府警察

